

ASIAGAP団体事務局用 管理点と適合基準Ver.2.3に対してお寄せいただいたパブリックコメントへの対応

No.	ASIAGAP団体事務局用 管理点と適合基準Ver.2.3 (パブリックコメント版)			ASIAGAP団体事務局用 管理点と適合基準Ver.2.3	
	章・項目番号	提案者	問題点・疑問点・改正提案	対応	章・項目番号
1	(本文全般) ・農場 ・農産物取扱い施設 ・サイト	指導員	○サイト（農産物取扱い施設）の表記は混乱のもとである。	ご意見を受け、パブリックコメント版では今までの使用していた用語の流れが分かるように、「サイト（農場・農産物取扱い施設）」と表記していたが、サイトの定義を修正し、サイトの例を示しているため単に「サイト」とのみ表記することにする。	-
2	4.用語の定義 4)サイト	認証機関 指導員	○サイト（農場・取扱い施設）とあるが、定義が分かりにくい。サイト：農場（圃場・施設（倉庫・農産物取扱い施設））、共同農産物取扱い施設（共同選果場、カントリーエレベーター、荒茶工場等）となるのではないかと ○サイトの説明が分かりにくい。規格全体でサイトと言う名詞を使用しているが、この管理点で要求されているどのサイトなのか分かりにくい。管理点毎に対象サイトを（ ）で具体的に示してほしい。 ○最後の一文で、「サイト（農産物取扱い施設）は、農場の中に含まれる農産物取扱い施設以外のものである」とされていますが、茶の場合、一農場が農産物取扱い施設（荒茶工場）の所有者であり、他の農場がその荒茶工場に生葉を出荷している場合がしばしばみられます。この場合の荒茶工場は、サイト（農産物取扱い施設）には含まれないという意味でしょうか？ 個別認証でなければ、一農場が所有している荒茶工場もその農場部門とは別サイトとみなさない、という意味になりますが、サイト（農場・農産物取扱い施設）と記載されている規格文書と齟齬が出ないことは確認されていますか？4.4の内容と一致しないようにも感じますので、一個人の農場部門と農産物取扱い施設とは本来は別サイトとみなす方が適切かと思えます。	ご意見を受け、次のように修正した。 (サイト) ひとつの管理体制で管理できる単位（審査の単位）。この単位ごとに「農場用管理点と適合基準」取組む必要がある。農場、共同調整作業所、共同選果場、カントリーエレベーター、荒茶工場をサイトとしてとらえることができる。複数サイトとは、距離が離れている等により管理体制が複数あることをいう。	4.4)
3	4.用語の定義 5)団体	指導員	BR6.8に基づき、中央機能(団体事務局)とサイト(農場・農産物取扱い施設)との役割を明確にするため、とあるように、団体認証におけるサイトと、農場におけるサイトにはおのずと定義に相違がある。 中央機能とは経営体を束ねるものになるだろうし、経営体自体が中央機能が運営する共撰やカントリーエレベーターとなるかもしれない。この場合は、共撰やカントリーエレベーターは農場と同じ位置づけになる。	ご意見を受け、次のように修正した。 (団体) 団体の定める方針のもとに複数のサイトが集まり、代表者及び団体事務局を有する組織をいう。ひとつの経営体が、複数サイトを有する場合、団体事務局を有し、サイトを管理する場合は団体となる。	4.5)
4	4.2.1	審査員 指導員	○(1)2の「類似又は同等」とはどれくらいのものを指すのか？ 総合規則の12.1.2に内部監査員の要件が規定されているにもかかわらず、その規定を超える要件を要求することは自己矛盾ではないか？ 現行の12.1.2で十分と考えるが、追加が必要であれば、総合規則の中で、12.1.2に要件を追加する。 ○(1)2) ASIAGAP審査員の要求事項と類似又は同等の教育、訓練とは？ 総合規則11.1.3 (1) HACCPの教育・訓練コース修了は理解できるが、総合規則11.1.3 (2) 審査の実施までいるのか？	ご意見を受け、総合規則12章に内部監査員の要件を追加した。 なお、この規定はBR6.17に基づくものであり、審査員要件と同等、または類似の要件を満たすことを内部監査員に求めており、審査員に必須の審査員研修合格等は求めている。 審査員と類似する要件の考え方については、別途、下位文書で示す。	総合規則 12.1.2
6	6.1 団体内でのトレーサビリティ	指導員	○「団体事務局を通して出荷した農産物以外は、認証農産物として出荷することができない。」とあるが、必ずしも団体事務局を通して出荷する訳ではないかと考えられるが、そのような体制は団体として認められないということか。 例えば自園自製の農家が集まって、団体を作った場合や産地全体で出荷先でない機関や協議会が団体事務局となる場合、団体事務局は事務的な部分の運営の役割だけを持ち、各構成農場から市場等に直接出荷することになり、団体事務局を通じた出荷とならないが、認証農産物として認められないのか。	ご意見について、団体事務局が直接出荷を担うという意味ではなく、認証農産物として出荷する場合には団体事務局が数量と出荷先を把握する、団体事務局が団体を構成するサイトの農産物のトレーサビリティを把握せず出荷されたものは認証農産物と認められない、という意味である。	-

No.	ASIAGAP団体事務局用 管理点と適合基準Ver.2.3 (パブリックコメント版)			ASIAGAP団体事務局用 管理点と適合基準Ver.2.3	
	章・項目番号	提案者	問題点・疑問点・改正提案	対応	章・項目番号
7	6.2 団体内での並行取 扱いの管理	指導員	○「団体が認証農場・団体以外で生産された農産物も取り扱っている場合、認証農産物を明確に区別して出荷していることが記録で分かる。」団体が並行取扱いしている場合、識別すべきは出荷だけでなく、仕入の識別も必要ではないでしょうか。仕入、保管、出荷の一連が識別されるべきと考えた管理点と適合基準となることを期待します。敢えて言うなら、認証された農場もしくは団体以外で、という容器が良いかと思えます。日本語の中心はその前の形容詞がどこまで寄与するのかがあいまいになります。	ご意見について、『農場用 管理点と適合基準』に新たな管理点10.1.6（青果物/穀物/茶）出荷量の妥当性確認および10.4.1購買品の妥当性確認（茶）を加え、収穫（仕入れ）と出荷の数量の妥当性を確認することとしている。	農場用管理点と適合基準 10.1.6（青果物/穀物/茶） 10.4.1（茶）

*今回の改定案との関連が薄いと思われるコメントは対応表に掲載していませんが、必要に応じて事務局よりご連絡をする場合がございます。